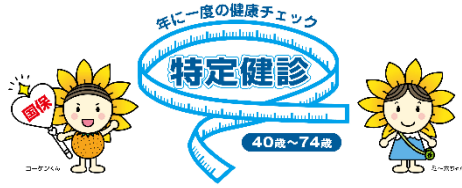


# 国保連合会だより



NO. 2021-医-2  
令和3年 9月15日  
静岡県国民健康保険団体連合会  
〒420-8558  
静岡市葵区春日2丁目4番34号  
TEL (054) 253-5581  
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

## 1 新型コロナワクチン接種に係る費用請求時の不備について

次のとおり請求時の誤りが散見されますので、提出前に今一度御確認願います。

- (1) 予診票の「住民票に記載されている住所」欄の住所情報と、  
接種券の「請求先（市区町村）」の不一致
- (2) 請求総括書・市区町村別請求書に記載する代表者氏名の記載もれ  
V-SYSで印刷する場合は「代表者氏名」を登録しないと出力されません。  
手書き等で補記してください。
- (3) 予診票への新型コロナワクチンのLOT番号シールの貼付もれ

※詳しくは厚生労働省HP

新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせページ 内

見出し「実施に関する手引き」「請求と支払」等に掲載されている資料を  
確認のうえ御請求願います。

例) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き (4.0版)  
(令和3年8月3日)

担当 業務部 保険者支援課  
TEL 054-253-5595

## 2 母子家庭等医療費助成事業の名称変更について

令和2年4月1日から県の実施要領が一部改正されたことに伴う事業名称変更については、令和2年6月17日発行「国保連合会だより No 2020-医-2」にて御案内したところですが、各市町の制度名称変更状況（ひとり親家庭等医療費助成事業要綱変更時期※）について静岡県子ども家庭課にて取り纏められたのでお知らせします。

なお、本会へ御報告いただく明細書は「母子家庭等医療費明細書」を引き続き使用できますこと、また、本会から送付しております診療報酬振込通知書につきましても、当面「母子医療手数料」の表記に変更ありませんので御承知おき願います。

### ひとり親家庭等医療費助成事業要綱変更時期

市町	改正（予定）時期	施行（予定）日
静岡市	未定	
浜松市	R3.10.1	R3.10.1
沼津市	改正済	R3.7.1
熱海市	R4.6頃	R4.7.1
三島市	改正済	R3.7.1
富士宮市	改正済	R3.7.1
伊東市	改正済	R2.7.1
島田市	改正済	R3.4.1
富士市	改正済	R3.7.1
磐田市	改正済	R2.5.28
焼津市	改正済	R3.7.1
掛川市	改正済	R2.5.14
藤枝市	改正済	R3.2.5
御殿場市	改正済	R3.7.1
袋井市	改正済	R2.4.1
下田市	改正済	R2.4.1
裾野市	改正済	R3.7.1
湖西市	改正済	R2.4.1
伊豆市	改正済	R2.5.13
御前崎市	改正済	R2.9.30
菊川市	改正済	R3.4.1
伊豆の国市	改正済	R2.4.1
牧之原市	改正済	R2.7.1

市町	改正（予定）時期	施行（予定）日
東伊豆町	改正済	R2.4.1
河津町	改正済	R2.4.1
南伊豆町	改正済	R2.4.1
松崎町	改正済	R3.4.1
西伊豆町	改正済	R2.4.1
函南町	改正済	R2.11.12
清水町	改正済	R2.4.1
長泉町	改正済	R3.3.22
小山町	改正済	R2.4.1
吉田町	改正済	R2.4.1
川根本町	未定	
森町	改正済	R3.2.1

区分	自治体数
改正済	31
R3年度以降改正	2
未定	2
計	35

※静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課 令和3年7月13日 作成

担当 業務部 保険者支援課  
TEL 054-253-5595

### 3 令和3年10月から郵便物サービスに一部変更があります。

- ・普通扱いとする郵便物・ゆうメールの土曜日配達が休止および「お届け日数の変更」があります。
  - ・**提出期限のある送付物**（請求明細書等、福祉医療費等）については到着日に御注意いただきますようお願いいたします。
- ※詳しくは日本郵便のホームページを御確認ください。

○現在おおむね17時までの差し出しで  
翌日配達<sup>①</sup>の地域宛て

引受日	配達曜日		
	現在		見直し後
月	火	⇒	水
火	水		木
水	木		金
木	金		月
金	土		月
土	月		火
日	月		火

○現在おおむね17時までの差し出しで  
翌々日配達<sup>②</sup>の地域宛て

引受日	配達曜日		
	現在		見直し後
月	水	⇒	木
火	木		金
水	金		月
木	土		月
金	月		火
土	月		火
日	火		水

#### 【担当部署】

(医科) 審査第2、3課 054-253-5540  
 (歯科) 審査第4課 054-253-5535  
 (調剤) 審査調整課 054-253-5541

(福祉医療費・出産・風しん対策・新型コロナワクチン接種等)  
 保険者支援課 054-253-5595

## 4 令和3年10月から全国一斉にオンライン資格確認の本格運用が開始されます。

静岡県国保連合会における取扱いや留意事項などについて、お知らせします。

### (1)被保険者証の確認等について

- ・「オンライン資格確認」を導入いただければ、マイナンバーカードでは最新の保険資格を自動的に医療機関システムに取り込むことができます。
- ・導入までの間は引き続き、窓口での「被保険者証」の確認とレセプトへの正しい記載について、御協力をお願いいたします。

【参考】静岡県の被保険者証記号・番号の規格

① 国保保険者（市町・国保組合）

記号：なし      番号：**数字**（保険者により桁数が異なります。）      枝番：**数字2桁**

② 後期高齢者医療

記号：なし      番号：**数字8桁**      枝番：なし

※静岡県の国保保険者及び後期高齢者医療の

記号欄に「・」「.」「-」「/」などを入力または記載しないでください。

### (2)レセプトの「振替・分割」について

令和3年10月請求分(令和3年9月診療分)から、「オンライン資格確認」の導入の有無にかかわらず、本会に請求された電子レセプトを「オンライン資格確認等システム」に連携します。

※レセプトの受診日情報を基に被保険者の保険資格を確認し、最新の情報でレセプトを※<sup>1</sup>振替や分割をします。

※<sup>1</sup> 条件により振替や分割ができないレセプトがあります。主な条件は次のとおりです。

- ・公費対象
- ・高額療養費支給対象額や負担割合が変更となる場合
- ・患者負担額及び医療機関・薬局への支払額が変動する場合
- ・資格の未加入期間等があり、請求先の保険者が特定できない場合
- ・レセプトの記録内容等により、振替後や分割後のレセプトの再作成ができない場合  
受診日等（JD）レコード・窓口負担額（MF）レコードに記録なし又は記録誤り、減点点数等が記録されている。（詳しくはオンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様を御確認ください。）

### (3)本会からの帳票について

・【新規帳票】

#### ①「資格確認結果連絡書(原審査)」

本会に請求された電子レセプトにおいて、当月内（以下「一次」という）に振替・分割が発生した場合に作成します。

#### ②「資格確認結果連絡書(再審査)」

一次決定した後、保険者において遡及して保険資格が変更となり、過誤申出により振替・分割が発生した場合に作成します。

なお、一次で査定があったレセプトが振替・分割された場合は、査定を復活させます。

### ③「生年月日修正連絡書(原審査)」

本会に請求された電子レセプトにおいて、被保険者の資格に係る情報（生年月日）に軽微な不備があった際、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」第1条の2に基づき、本会が補正した場合に作成します。

※帳票は振込通知書に同封します。

※オンライン請求を行っている医療機関・薬局においては、①、②のCSVファイルをオンライン請求システムからダウンロードすることも可能となります。

#### ・【項目に「枝番」を追加した帳票】

- ① 「増減点返戻通知書」
- ② 「再審査結果通知書」
- ③ 「公費負担医療過誤調整結果連絡書（医療機関用）」
- ④ 「国民健康保険過誤調整結果連絡書（医療機関用・国保）」

#### (4)マイナポータルでの医療費情報等の閲覧について

- ① オンライン資格確認の本格運用開始に併せて、被保険者がマイナポータルへアクセスして、自身の医療費情報や薬剤情報等を閲覧できる仕組みも導入されます。
- ② 「オンライン資格確認」の導入有無にかかわらず、本会に請求されたレセプトから医療費情報や薬剤情報等が作成され、マイナポータルへ情報連携されます。  
ただし、「紙レセプト」の薬剤情報は連携対象外です。
- ③ 請求されたレセプトの保険者番号、被保険者証記号・番号・枝番、生年月日が被保険者証の記載と一致していない（誤りがある）場合、被保険者がマイナポータルで医療費情報や薬剤情報を閲覧できない仕組みになっておりますので、ご注意ください。

#### (5)「振替・分割」されたレセプトの請求取消依頼書や再審査請求書を提出する際の留意点について

請求取消依頼書及び再審査請求書を提出する際は、対象のレセプトが振替や分割されていないか、過去に送付された「資格確認結果連絡書(原審査)、(再審査)」を必ず確認してください。

- ①振替されていた場合は、振替先保険者の審査支払機関に提出してください。
- ②分割されていた場合は、分割後のレセプトの内容で提出してください。
- ③後期高齢者医療については、振替先、分割後の内容で本会に提出してください。

#### 〈事例〉

- ①静岡市国保から協会けんぽに振替
- ②静岡市国保が焼津市国保と協会けんぽに分割
- ③-1 沼津市後期から愛知県豊橋市後期に振替
- ③-2 熱海市後期が熱海市後期と伊東市後期に分割

#### 〈提出先〉

- ➡ 支払基金静岡支部
- ➡ 静岡県国保連合会（焼津市分）  
支払基金静岡支部（協会けんぽ分）
- ➡ 静岡県国保連合会（豊橋市分）
- ➡ 静岡県国保連合会  
（熱海市分と伊東市分）

(6)レセプトの提出期限(毎月10日)について

オンライン資格確認の本格運用開始後も、レセプトの提出期限は毎月10日で変更ありません。10日が土日祝にあたる場合も10日必着となりますので、引き続き期限内での提出に御協力をお願いいたします。

◎ 詳細な「オンライン資格確認」については、「医療機関等向ポータルサイト」をご覧ください。

<https://www.iryohokenjyoho-portal-site.jp>

**【担当部署】**

(医科・入院)	審査第1課	054-253-5540
(医科・外来)	審査第2～3課	〃
(歯科)	審査第4課	054-253-5535
(調剤)	審査調整課	054-253-5541
(再審査)	審査管理課	054-253-5581
(過誤)	情報管理課	054-253-5586